



2026年5月15日

各位

会社名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋田 泰夫
(コード番号 9042 東証プライム)
問合せ先 グループ経営企画室 経理部長 信本 秀夫
(TEL. 06-6373-5013)

株主還元方針の変更及び自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、株主還元方針の変更及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主還元方針の変更について

(1) 変更の理由

当社は、「阪急阪神ホールディングスグループ 長期経営構想 深める沿線 広げるフィールド ～未来へ、そして世界へ～」のとおり、中長期的な成長を実現するとともに、株主還元の充実等を通じ、資本効率の向上に向けてバランスシートをコントロールすることとしております。今般、この考え方にに基づき、キャッシュフローの状況や株価動向等を勘案して、より機動的に自己株式の取得及び消却を行うため、株主還元方針を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <p>当社グループは、財務の健全性を踏まえた上で、中長期的な成長を目指した成長投資と、資本効率の向上を意識した株主還元努めることとし、年間配当金の下限を1株当たり100円とする安定的な配当の実施と、総還元性向50%を目安にキャッシュフローの状況を踏まえた弾力的な自己株式の取得に取り組むことを基本方針とします。</p> <p>なお、自己株式については、保有の上限を発行済株式総数の5%とし、上限を超過した場合は消却することとします。</p> <p>(※) 総還元性向の算出方法</p> $n \text{ 年度の総還元性向 (\%)} = \frac{(n \text{ 年度の年間配当金総額}) + (n+1 \text{ 年度の自己株式取得額})}{n \text{ 年度の親会社株主に帰属する当期純利益}} \times 100$ |
|-----|--|

